

日本植物学会近畿支部規約

- ・本支部を日本植物学会近畿支部となづける。
- ・本支部は日本植物学会の目的を達成するため支部会員相互の連絡を計り適当な行事を行う。
- ・本支部は年一回の大会を開き、必要があれば集会を開く。
- ・本支部は主として近畿地方に在住する日本植物学会会員をもって組織する。但し、日本植物学会会員で無い者も希望により当日会員として支部のみの行事に加わることができる。
- ・本支部の運営は次の経費によってまかなわれる。
 - * 日本植物学会からの支部への補助金
 - * 支部大会などの都度、出席した支部会員及び当日会員から徴収する会費
 - * その他の収入

- ・本支部は支部長をおき、その任期は 2 年とし、支部大会時に改選する。また支部長の任命により、幹事若干名をおくことができる。

申し合わせ事項

- ・第 5 条 2 項の会費は当分の間次の通りとする。
 - 毎回 100 円
- ・当日会員は議決権をもたない。

本会の規約は、1999 年 4 月 10 日より実施する。